

## 9 策定経過

年 月 日	内 容
平成18年	政策会議（第1回策定委員会）開催
1月30日	“これからの山口市がめざすまちの姿” 意見募集
2月10日～ 3月17日	市民意識調査（アンケート）の実施
2月16日～ 3月 3日	政策会議（第2回策定委員会）開催
6月 5日	総合計画策定に関する説明会（幹部級説明会）開催
6月12日	総合計画策定に関する説明会（担当リーダー説明会）開催
6月19日・21日	総合計画策定に関する説明会（各総合支所・教育支所幹部級、担当リーダー説明会）開催
6月20日・22日	総合計画策定に係る施策設定会議開催
7月 4日・10日・11日	総合計画策定に係る施策基本事業設定説明会開催
7月31日	総合計画策定に係る施策基本事業設定会議開催
8月23日～ 9月 1日	平成18年度第1回各地域まちづくり審議会において説明
8月31日～ 9月28日	第1回総合計画策定協議会開催
9月 4日	政策会議（第3回策定委員会）開催
9月28日	総合計画策定協議会市内視察
10月 6日	第2回総合計画策定協議会開催
10月13日	平成18年度第2回各地域まちづくり審議会において説明
10月17日～10月25日	第1回総合計画策定市民会議（全体会）開催
10月23日	施策・基本事業における成果指標算定式設定説明会開催
10月23日	政策会議（第4回策定委員会）開催
11月20日	総合計画策定市民会議 第2回各専門部会開催
11月20日～11月30日	第3回総合計画策定協議会開催
11月27日	平成18年度第3回各地域まちづくり審議会において説明
11月28日～12月 1日	総合計画策定市民会議 第3回各専門部会開催
12月18日～12月20日	政策会議（第5回策定委員会）開催
12月28日	
平成19年	
1月 5日～ 1月22日	山口市まちづくりアンケートの実施
1月12日	第4回総合計画策定協議会開催
1月16日～ 1月25日	総合計画策定市民会議 第4回各専門部会開催
1月23日～ 1月25日	平成18年度第4回各地域まちづくり審議会において説明
1月30日～ 2月13日	総合計画策定市民会議 第5回各専門部会開催
2月 5日	政策会議（第6回策定委員会）開催
2月 5日～ 2月26日	総合計画策定市民会議 第6回各専門部会開催
2月15日	第5回総合計画策定協議会開催
2月15日～ 3月 8日	総合計画策定市民会議 第7回各専門部会開催
2月20日	政策会議（第7回策定委員会）開催
2月22日	総合計画策定市民会議 第8回環境と調和したくらし専門部会開催
2月23日～ 3月 9日	平成18年度第5回各地域まちづくり審議会において説明
3月 1日～ 3月30日	総合計画まちづくり構想中間案に対するパブリックコメントの実施
3月22日～ 3月28日	平成18年度第6回各地域まちづくり審議会において説明
3月26日	第6回総合計画策定協議会開催
4月12日	まちづくり計画策定に係る施策・基本事業の目標値設定説明会開催
4月13日	各地域まちづくり審議会答申（まちづくり構想）
4月23日～ 4月25日	平成19年度第1回各地域まちづくり審議会において説明
4月26日	第7回総合計画策定協議会開催
5月 1日	総合計画策定協議会答申（まちづくり構想）
5月14日	経営会議（第8回策定委員会）開催（まちづくり構想（案）決定）

年 月 日		内 容
平成19年	5月25日	第8回総合計画策定協議会開催
	5月28日	経営会議（第9回策定委員会）開催
	5月29日	総合計画策定協議会答申（まちづくり計画）
	5月29日～ 5月31日	平成19年度第2回各地域まちづくり審議会において説明
	6月 4日～ 6月 5日	山口市市議会議員説明会開催
	6月11日	平成19年第2回山口市定例議会にまちづくり構想（案）を提出
	6月11日～ 7月 6日	総合計画まちづくり計画案に対するパブリックコメントの実施
	6月28日	平成19年第2回山口市定例議会においてまちづくり構想（案）議決
	7月10日～ 7月12日	平成19年度第3回各地域まちづくり審議会において説明
	8月20日	経営会議（第10回策定委員会）開催
	10月 9日	経営会議（第11回策定委員会）開催 山口市総合計画 政策決定

# 10 まちづくりの主体ごとの役割一覧表 山口市総合計画策定市民会議

※まちづくりの主体ごとの役割は、策定市民会議の各専門部会において協議・整理されたものです。

## ○政策1 支えあい健やかな暮らしのできるまち

### 施策1-① 一人ひとりが健康づくりを行うまち

主体	役割
市民	健康に関する正しい知識を習得し、よりよい生活習慣を身につけます。
	健診の持つ意義を理解し、定期的に健診を受けて健康状態を確認するとともに、早期治療をします。
	食に関する知識を深め、健康に良い食事を心がけます。
	母子保健に関する知識を習得します。
	身近な「かかりつけ医」を持ち、受診ルールを理解に努めます。
	救急・AED講習を受講し、応急手当を身につけます。
	子育て中の方や妊婦などに声をかけ、育児の不安を和らげます。
	健康に関し、いろいろな機会を通して話題にあげ、関心を高めます。
	健康に良い食習慣を身につけます。
地域	子育てサークルの支援や地域で相談・情報交換できる子育て環境をつくります。
	地域は、食育に関する活動を積極的にを行います。
	地域で健康づくりイベントなどを開催します。
	地域で見守り活動を推進します。
行政	健康に関する情報提供や定期健診の受診を呼びかけるなど積極的に啓発活動を行います。
	誰でも気軽に健診が受けられるように情報提供するとともに、未受診者への勧奨や早期治療を進めます。
	かかりつけ医の必要性や救急医療に関する啓発を行います。
	健康づくりに関する市民活動やNPO活動の支援を行います。
	食育の啓発に努めます。
	疾病予防に関する情報を積極的に提供していきます。
	母子保健に関する知識の普及啓発を進めます。
	1人暮らしの方への支援を行います。
	事業者
従業員へ健康に関する啓発を行うとともに、従業員の健康に気を配ります。	
かかりつけ医の必要性や救急医療に関する啓発を行います。	
病院は、受診待ち時間の短縮などに努めます。	
食に関して家庭で時間が確保できるような勤務体制づくりを進めます。	
従業員に健診を受診することを勧めます。	
飲食店は、健全な食生活の啓発に努めます。	
その他	NPOは、積極的に健康づくり活動を行います。

主体	役割
その他	NPOは、積極的に食育に関する活動を行います。
家庭	家庭の中で健康に対する知識を深めるとともに、家族の健康状態を常に注意します。
	父親が積極的に子育てに参加します。
	子どもと一緒に食事を作るなどして、家庭生活の中で食に関する知識を深めます。
幼稚園 保育園 学校	実際の集団生活を通して、規則正しい生活に関する教育を行います。
	家庭の大切さ（母子保健）を教えます。
	農業体験（地産地消）などを通して、食に関する教育を行います。

### 施策1-② 子どもの健やかな育ちを支えあうまち

主体	役割
市民	地域などで行われている子育て支援活動に対して、積極的に協力します。
	子育てに関する制度や相談窓口などを積極的に活用します。
	親（保護者）は、子どもを育てる責任を自覚します。
	親（保護者）は虐待防止のため、気持ちにゆとりを持つよう心がけます。
	虐待に気づいたときは、迷わず市や児童相談所、民生委員へ通報します。
	家族みんなで協力し合って、子育てをします。
	子育てに関する交流や情報の提供を行うなど、地域全体で子どもを見守り、育む環境づくりに取り組みます。
	家庭が持つ役割の重要性を認識します。
	イベントや地域の行事などに積極的に参加します。
	子育ての不安や悩みについて、話し合う機会を持ったり、相談窓口などを利用するなどして、一人で抱え込まないようにします。
	地域でのつながりを深め、虐待の早期発見に努めます。
	保護者は、経済的に自立するため就労に努めます。
	児童館等の利用マナーを守ります。
	地域
子育てに関する交流や情報の提供を行うなど、地域全体で子どもを見守り、育む環境づくりに取り組みます。	
地域でのつながりを深め、虐待の早期発見に努めます。	
地域で子育てや教育に関することを相談できる体制をつくります。	
地域全体で、ひとり親家庭の精神的支援を行います。	
行政	子育て中の親と子が気軽に集える交流の場の設置を進めます。
	子育て支援活動団体等に対して、支援を行います。

主体	役割
行政	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関と連携を強化し、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。
	地域が行う子育てコミュニティづくりを支援します。
	地域の身近な相談者である母子保健推進員等の養成に取り組みます。
	子育ての実情の把握に努めます。
	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた相談体制の整備や情報提供の充実等に取り組みます。
	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関と連携して、相談体制の充実を図り、相談窓口の周知を行います。
	子育ての不安や悩みが軽減できるよう、子育て支援に関する情報の提供を行います。
	多様なニーズに対応できる保育サービスの充実に取り組みます。
	子どもが安心・安全に学んだり、遊んだり、交流できる環境づくりに取り組みます。
	子どもの人権に関する知識の普及啓発を進めます。
事業者	かかりつけ医は、子どもの疾病予防や早期発見に努めるとともに、保護者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。
	母子家庭の積極的な雇用を努めます。
	就労に関する環境や条件の整備を進め、男女とも子育てをしながら働くことができる職場環境づくりに努めます。
	子ども連れでも利用しやすい店づくりに取り組みます。
	子育て家庭への来客サービスを検討します。

### 施策1-③ 高齢者が生きがいを持って暮らすまち

主体	役割
市民	自分の将来（老後）について考えます。
	生活をするうえで、できることは自分で行うよう心がけます。
	生きがいを持って生活するよう、心がけます。
	家庭や地域の中で、今まで培ってきた知識や技能、経験を生かしていきます。
	高齢者福祉活動に積極的に関わります。
	自分の健康状態を把握し、健康づくりに取り組みます。
	高齢者の生活を見守り、支えます。
	介護予防に努めます。
	市民や地域も必要に応じて、「個別サービス調整会議」に参加します。
	積極的に地域活動などに参加します。
	市民や地域は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを理解し、活用します。
	相談窓口や日常生活サービスの内容を理解し、活用します。
	介護保険制度について理解を深めます。
地域	家庭や地域の中で、今まで培ってきた知識や技能、経験を生かしていきます。

主体	役割	
地域	高齢者とコミュニケーションを図りながら、日常生活を見守ります。	
	高齢者の「健康づくり」や「生きがいづくり」、「介護予防」に取り組みます。	
	市民や地域は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを理解し、活用します。	
	市民や地域も必要に応じて、「個別サービス調整会議」に参加します。	
	高齢者福祉を支える担い手を育成します。	
	行政	地域で主体的に高齢者の「健康づくり」や「生きがいづくり」に取り組めるよう、支援体制の整備を進めます。
		高齢者を支援するボランティア団体や各種団体を支援します。
		地域と連携し、高齢者の生きがいづくりの場や社会活動の機会を提供し、「生涯現役社会」の構築に努めます。
		介護予防の意識啓発や効果のある介護予防事業に取り組みます。
		相談窓口や日常生活サービスの内容をわかりやすく周知します。
地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを周知し、利用促進を図ります。		
地域包括支援センターを中心に、地域の保健、医療、福祉の関係機関の連携のための体制づくり、周知を行います。		
NPO等は、高齢者の移動の負担を軽減できる仕組みをつくります。		
市民や地域も必要に応じて、「個別サービス調整会議」に参加します。		
高齢者福祉活動に取り組むための情報の提供を行います。		
事業者	特性に応じた支援が受けられるよう日常生活サービスの質の向上に努めます。	
	介護にかかる経済的負担の軽減に努めます。	
	介護サービスの適正化に努めます。	
	権利擁護に関する相談窓口の周知に努めます。	
	地域性や独自性のある地域包括ケアシステムの確立に努めます。	
	会議は、実施方法などを工夫し、開催します。	
	高齢者の「健康づくり」や「生きがいづくり」の場づくりに取り組みます。	
	地域包括ケアの適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携を深めます。	
	高齢福祉関係事業者は、効果のある介護予防事業に取り組みます。	
	生きがいづくりや将来の介護予防のために、職場内のサークル活動を支援します。	
その他	高齢福祉関係事業者は、地域とともに高齢者の生きがいづくりに取り組みます。	
	高齢福祉関係事業者は、充実した日常生活サービスの提供や周知に努めます。	
	高齢福祉関係事業者は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを理解し、利用促進を図ります。	
	高齢福祉関係事業者は、高齢者福祉ボランティアの受け入れに取り組みます。	
	NPOは、高齢者が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。	
その他	学校は、子どもと高齢者が交流する機会を持ち、子どもたちから高齢者を大切にすることを教えます。	
	市民活動団体は、会の目標に向かい、継続性を持って活動を続け、後継者の育成を図ります。	
	NPO等は、高齢者の移動の負担を軽減できる仕組みをつくります。	

施策1-④ 障がい者が安心して自立した生活ができるまち

主体	役割	
市民	障がいを持つ人への理解を深めます。	
	障がいを持つ人を理解する機会に積極的に参加します。	
	障がいを持つ人は、持てる能力や制度などを最大限活用し、自立を目指します。	
	障がいを持つ人の自立生活を見守り、お互いに助け合い、支援します。	
地域	積極的に交流を行い、障がいを持つ人への理解を深めます。	
	地域で障がいを持つ人の生活を見守り、支援するなど、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。	
行政	授産施設等の取り組みを支援します。	
	地域活動等への参加機会の確保、障がい者団体やサークルの活動を支援します。	
	障がい者相談員などによる地域の相談機能の充実と連携強化を進めます。	
	相談・情報提供体制の充実を図るとともに、障がいを持つ人のニーズに応じたきめ細やかな支援サービスの提供に努めます。	
	現場の意見を取り入れ、国や県へその声を伝えていきます。	
	関係機関と連携を図り、障がいを持つ人の就労の機会を確保するとともに、自らも法定雇用率を遵守します。	
	制度の理解と適切な利用促進の啓発を充実します。	
	障がいを持つ人の雇用の場が広がるよう努めます。	
	障がいを持つ人とともに、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進めます。	
	障がいを持つ人への理解を深めるための活動を支援するなど、人権擁護意識の啓発を進めます。	
	社協等の関係機関の事業を支援します。	
	事業者	障がいを持つ人が働きやすい環境づくりを行います。
		障がいを持つ人への理解を深めるための研修を行い、職員・事業所の質の向上を図ります。
サービス事業者は、各種サービスの質の向上を図ります。		
障がい者雇用に積極的に取り組みます。		
障がいを持つ人を雇っている事業者は、働きやすい環境づくりを行います。		
その他	障がいを持つ人が利用しやすい環境づくりを行います。(店舗等)	
	障がいを持つ人が社会参加しやすい環境整備と支援を社会全体で行います。	

施策1-⑤ 地域で支えあう福祉のまち

主体	役割
市民	地域が抱える問題を役割分担をして解決するなど、ともに支え合う地域福祉を実践します。
	地域が抱えている問題を知り、できることを行動に移します。
	家庭や地域で子どもに思いやりや支え合いの心を伝えていきます。
	地域福祉活動に誘い合って参加します。
地域	地域の役員等を協力して行うとともに、地域活動の情報を積極的に周知します。
	地域の現状を理解し、住民同士の支え合いの場をつくります。

主体	役割
地域	地域福祉コーディネーターを活用します。
行政	地域福祉の必要性・重要性を啓発します。
	福祉制度の周知に努めるとともに、相談しやすい体制をつくります。
	地域福祉を推進する人材の発掘・養成に取り組み、ネットワーク化します。
	学校は、福祉体験を企画します。
事業者	地域活動に関わりやすい職場環境をつくります。
	福祉施設やNPO等は、地域福祉に関する講座などを実施するとともに、様々な人が交流できる機会をつくります。
その他	民生委員、福祉員、地域の様々な団体の連携を強化します。
	市民活動団体は、継続性のある世代間交流を行います。

施策1-⑥ 社会保障で安心して暮らせるまち

主体	役割	
市民	社会保障制度（国民の義務）を理解し、保険料を負担します。	
	自立した生活を送るため、就労等に努めます。	
	社会保障制度の安定化のために、日頃から健康づくりに心がけます。	
	国民年金制度に対する理解を深めます。	
	生活保護制度の理解に努めます。	
	民生委員は、生活保護者の見守りや支援を行います。	
地域	国民年金制度に対する理解を深めます。	
行政	社会保険制度に対する理解を深めてもらうために、繰り返し周知を行います。	
	市民ニーズに応じた市営住宅を提供します。	
	学校教育の中で国民年金制度について、わかりやすく教えていきます。	
	国民年金制度に対する理解を深めてもらうために啓発を行います。	
	生活保護に関して、相談しやすい雰囲気づくりに取り組みます。	
	保険制度の安定的な運営を行います。	
	社会参加する機会を場を情報提供していきます。	
	生活保護受給者の実態把握を行い、実情に応じた指導や支援を行います。	
	事業者	社会保険料を適正に負担します。
		ハローワークへ雇用状況や求人情報を積極的に提供していきます。

○政策2 いきいきと子どもが育ち、人がよりよく生きる、文化をはぐくむまち

施策2-① お互いを認めあい、人権を尊重するひと

主体	役割
市民	家庭内で子どもとともに人権について考える機会を持ちます。

主体	役割	
市民	家庭内でお互いを認め合い、協力します。	
	市の審議会や地域団体等に積極的に参加します。	
	学習会へ積極的に参加し、一人ひとりの人権意識を高めます。	
	虐待に気づいたときは、迷わず通報します。	
	一人ひとりが思いやりを持ち生活します。	
地域	人権に関する悩みや不安は、勇気を持って「いじめホットライン」などの窓口へ相談します。	
	地域で多世代交流の場を持ち、お互いを認め合う気持ちを醸成します。	
	人権侵害を見逃さない体制や地域において気軽に相談できる場をつくります。	
行政	地域や民生委員などを通して人権教育や啓発を行い、人権侵害は身近な問題であることを認識します。	
	教職員や行政職員に人権研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識を高めます。	
	実情に応じた学習会等を通して啓発を行います。	
	関係機関と連携して、いじめや不登校などの実態把握に努めます。	
	誰もが気軽に利用でき、多種多様な人権問題に対応できる専門的な相談体制の充実を図ります。	
	NPO等と連携し、「居場所づくり」の充実と周知に努めます。	
	NPOなどの団体等と連携し、啓発資料の充実を図ります。	
	(学校)	学校においても男女平等意識を高めていきます。
	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用します。	
	事業者	職場における男女の機会均等を図ります。
女性の社会活動を支援する体制づくりに取り組みます。		
人権侵害の現状を把握します。		
事業所内の人権相談窓口の充実に取り組みます。		
働きやすい職場環境の整備に取り組みます。		
女性の登用に関する情報を積極的に発信します。		

### 施策2-② 楽しく学び、生きる力をはぐくむ子ども

主体	役割
市民	学校を地域の財産として認識し、関心を持ちます。
	子どもの手本となるよう行動を心がけます。
	イベントやボランティアなどの学校行事に積極的に参加します。
地域	地域にある人材や資源を活用して、子どもたちが参加できる地域行事を実施します。
	地域での学習に活用できる人材や資源の情報を行政や学校に情報提供します。
	地域で子どもたちを見守り、学べる場をつくります。
行政	子どもが安心して学校生活を送れるよう地域ぐるみで支援を行います。
	子どもが快適に、安心して学ぶことができる環境を整えます。

主体	役割
行政	一人ひとりに向き合い、きめ細かな教育体制づくりに取り組みます。
	教員の研修内容を充実し、スキルアップを図ります。
	学校施設の有効活用に努めます。
	情報教育を充実します。
	不登校やひきこもりをサポートする市民の活動と連携します。
	専門職員や補助職員等の適正配置に努めます。
	子どもや親、先生が悩みなどを気軽に相談できるような環境づくりを進めます。
	幼稚園・保育園からスムーズに学校に移れるような取り組みを検討します。
	気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。
	図書館などの活用を検討します。
	教育をサポートする人材育成を行います。
	職場体験しやすい環境をつくります。
	親子間での教育のあり方をフォローするシステムを検討します。
	特性に応じた教育ができるように人材バンクを検討します。
廃校となった校舎等の利活用を進めます。	
事業者	職場体験や社会学習へ協力します。
	学習塾のあり方を検討するとともに、情報提供に努めます。
	活動内容を紹介し、学習に協力します。
(メディア)	いじめ問題に関する報道のあり方を検討します。
市民活動団体	不登校児童・生徒へのサポートを行うとともに、こうした活動内容をPRしていきます。
保護者	子どもとのふれあいを通じて豊かな心を育みます。
	保護者としての自覚を持ち、家庭の中で学校生活のことを話題にするなどして、コミュニケーションを図ります。
	スポーツなどを通して子どもの基礎体力向上を図ります。
	家庭の中で基本的な生活習慣や学ぶ習慣を身につかせます。
	子どもの学習や成長に関心を持ち、学校との関わりを持ちます。
	家庭の中で学ぶ楽しさを教え、家庭学習を習慣づけます。
	子どもの教育環境に関心を持ち、保護者自ら点検します。
子どもが安心して学校に通えるよう、保護者としての自覚を持ちます。	
学校	教育方針を保護者と共有し、連携をもって取り組みます。
	一人ひとりに向き合い、きめ細かく授業、学習のフォローを行います。
	体験学習を積極的に取り入れます。
	地域の人材や資源を活用した授業へ取り組みます。
	情報教育を充実します。
	考える力を養ったり、豊かな心を育む教育を行います。

主体	役割
学校	保護者や行政などの関係機関と連携を取りながら子どもの心と体の育成に努めます。
	学校は教員が研修を受けやすい体制づくりに取り組むとともに、教員は研修等を通して幅広い知識を身につけます。
	幼稚園や保育園と連携して、子どもが学校へ就学しやすい環境づくりに取り組みます。
	わかりやすく、楽しく学べる場となるよう工夫します。
	不登校児童・生徒へのケアに注力します。
	保護者や地域に協力をお願いします。
	保護者、児童・生徒の声を反映して教員のスキルアップを図ります。
	児童・生徒が安心して学校に通える雰囲気づくりに努めます。

施策2-③ 家庭、地域、学校の連携で、すくすくと育つ子ども

主体	役割
市民	家庭教育に関心を持ち、地域活動やボランティア活動などに積極的に参加します。
	家庭生活の中で基本的な規範意識や生活習慣が身につくようにします。
	学校行事に関心を持ち、積極的に参加するとともに、学校施設を利用することで子どもを取り巻く環境(学校・家庭・地域)の連帯感を高めます。
	家庭内の会話や地域とのかかわりを通してコミュニケーションを深めます。
	子どもの活動に積極的に関わっていきます。(子ども会活動など)
地域	子どもへの声かけや防犯パトロールを実施します。
	子どもを地域で育てる意識を持ち、子どもの居場所づくりを進めます。
	地域の中で子どもを育てる雰囲気づくりをします。
	子育ての不安や悩みが解決できるよう地域内のコミュニケーションを深めます。
	地域の子どものとして育てる意識を持ちます。
	子どもの行動に関心を持って、地域ぐるみで子どもを育てます。
行政	学校施設を地域に開放するとともに、学校の情報を家庭や地域に広く伝えるように開示します。
	家庭教育や青少年の育成に関する講座を開催するなど積極的な啓発活動を行うとともに、情報の収集と提供に取り組みます。
	家庭教育に関する支援を行う人材の確保に努めるとともに、相談しやすい環境や体制づくりを進めます。
	子どもの居場所づくりに地域の団体やNPOが参加するしくみをつくります。
	学習ボランティアなど地域と連携した学習の場をつくります。
	学校が必要とする人材やノウハウに関する情報を収集して、ボランティア活動を行う団体・組織の体制づくりとリーダーの育成に取り組みます。
	子どもに関する情報(良い情報)を積極的に開示します。
	青少年の育成に取り組む団体に対して支援を行います。
事業者	体験学習の場を提供します。
	事業用車による見守りを実施します。

施策2-④ 文化、芸術、歴史にふれ、心豊かに生きるひと

主体	役割
市民	郷土の歴史や文化に関心を持ち、様々な歴史・文化にふれる機会を通して、親子で学び、子に語り継いでいきます。
	文化・芸術・歴史に積極的に関わり、市民一人ひとりが情報発信源となります。
	外国人が住みやすく、活動に参加しやすい地域づくりを行います。
	歴史・文化施設を有効利用します。
	文化・芸術活動に積極的に参加します。
	姉妹都市や異文化に関心を持ち、交流を通して相互理解を深めます。
	地域の行事などを通して、地域ぐるみで歴史・文化を守り、伝えていきます。
地域	地域ぐるみで文化・芸術・歴史などを活用した取り組みを進めます。
	文化・芸術活動に関する情報の収集と発信を行い、参加する機会をつくります。
	地域や市民活動団体で芸術にふれる機会をつくるとともに、活動を通して人材育成に取り組みます。
行政	地域の文化財や歴史を活用して子どもたちに郷土学習を行います。(学校)
	文化・歴史・芸術に関する施設やイベントなどを活用して、新しい本市の魅力を創出します。
	大学と連携するなどネットワークづくりを進めます。
	教育機関や市民活動団体などと連携して、文化を担う人材の育成に取り組みます。
	文化・歴史・芸術活動に関する情報の収集と提供を行います。
	文化・芸術活動をしやすい場の提供を行います。
	地域の歴史や伝統の保存・公開に取り組み、市が主催する行事に積極的に活用します。
	活動団体のネットワークづくりやコーディネーターの育成を行います。
	国際交流に関する団体や活動の内容を情報発信します。
	芸術にふれる機会を増やします。
外国人と交流する機会を提供します。	
事業者	外国人に日常生活に必要な情報を提供するなどの支援を行います。
	メディアを活用した情報発信と記録を行います。
	文化や歴史を生かしたものづくりにより情報発信に努めます。
	文化・芸術活動への助成や活動の場の提供などの支援を行います。
	開発・造成のルールを守ります。
市民活動団体	外国人が社会参加できる機会を提供します。
	活動に対する助成やノウハウ、活動の場の提供に努めます。
	団体同士の情報交換を進め、連携を深めます。
事業者	自主的な活動、運営を行います。